

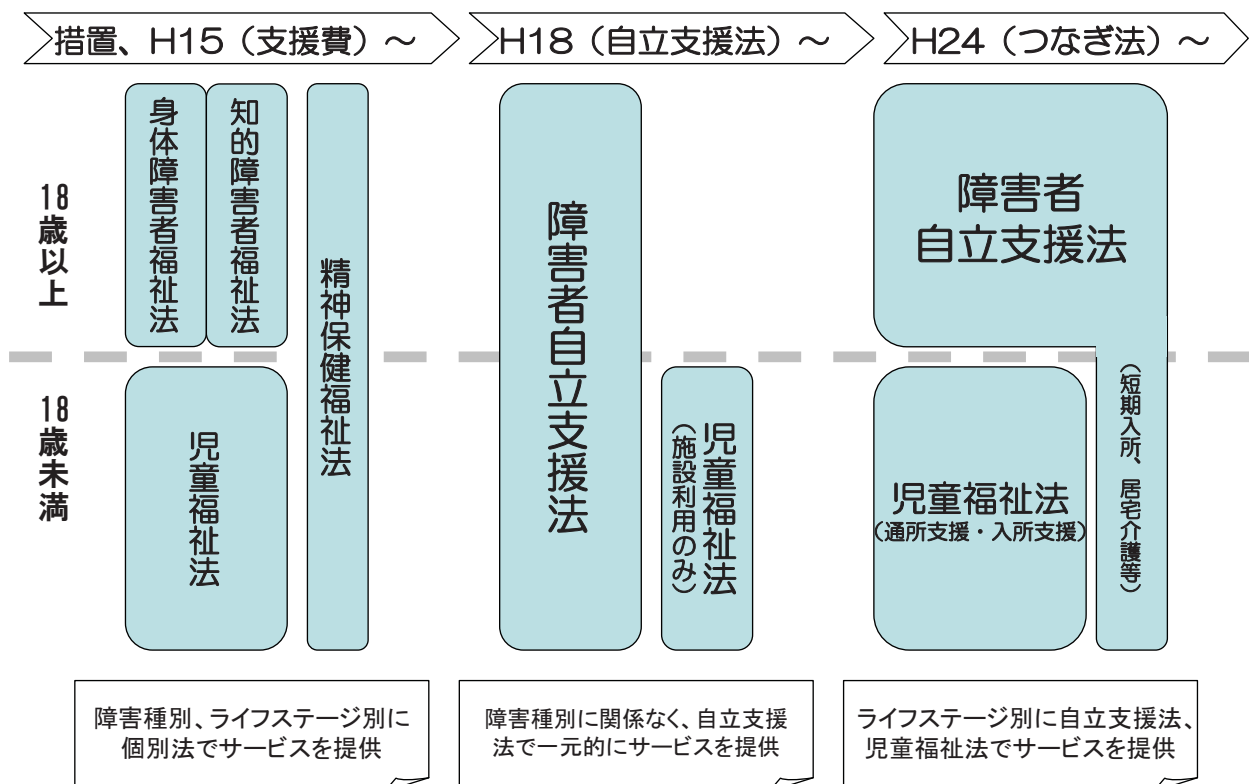
○新児童福祉法の施行について

- 平成22年12月10日に「障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（以下、「つなぎ法」という。）が公布された。
- つなぎ法施行の主な目的の1つが、障害児支援の強化（児童福祉法の改正）となっている。

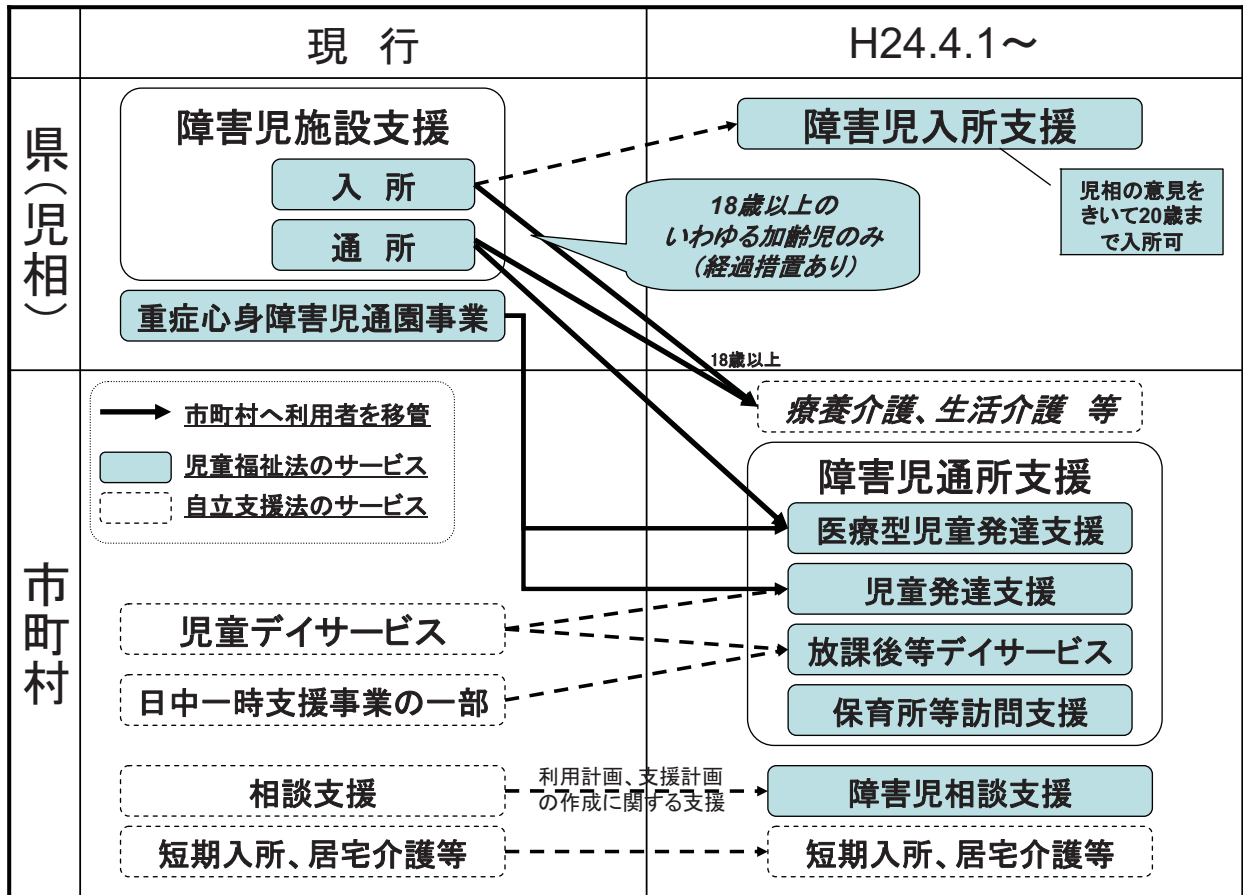
＜改正児童福祉法の主な内容＞

- ① 障害児に対する通所サービスの実施主体を市町村に統一
- ② 市町村が行う障害児相談支援の強化

○障害児者福祉制度変遷のイメージ



○障害児サービス利用者の市町村移管について



< 課 題 >

- 市町村における、障害児相談支援体制の整備
- 福祉サービス事業所の専門性確保